

奈良県個人情報保護条例施行規則及び奈良県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十二号

奈良県個人情報保護条例施行規則及び奈良県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県個人情報保護条例施行規則（平成十二年九月奈良県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「その他これ」を「光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）その他これら」に改める。

別表の四の項中

エ アからウまでに掲げる方法以外の方法により作成した写しの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額
---------------------------------	---------------------

を

エ 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき、九十円
オ 光ディスク（日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光	一枚につき、百十円

に改める。

ディスクの再生装置で再生 することが可能なものに 限る。）に複写したものの交 付	
カ アからオまでに掲げるも の以外の電磁的記録媒体に 複写したものの交付	当該写しの作成に要する 費用に相当する額

（奈良県情報公開条例施行規則の一部改正）

第二条 奈良県情報公開条例施行規則（平成十三年三月奈良県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「その他これ」を「光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）その他これら」に改める。

別表の七の項中

エ アからウまでに掲げるもの以外 の電磁的記録媒体に複写したもの の交付	当該写しの作成 に要する費用に 相当する額
---	-----------------------------

を

エ 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき、九十円
オ 光ディスク（日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき、百十円
カ アからオまでに掲げるもの以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。